

旭川市地区民生委員推薦準備会開催要綱（案）

（趣旨）

第1条 旭川市の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者の推薦に当たり、民生委員法第8条の規定に基づく旭川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）において、地域住民の意見を十分に取り入れ、適格者の選出を行うため、市内の地区民生児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）を単位とする区域ごとに旭川市地区民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 推薦準備会は、推薦会において定められた旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領に基づき、民生委員等としての適格者に関する意見交換等を行い、適格な候補者を推薦会に内申するものとする。

（委員）

第3条 推薦準備会の委員は、地区民児協会長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼した者とする。

- (1) 地区市民委員会及び自治会等の関係者
- (2) 地区市民委員会女性部の関係者
- (3) 地区社会福祉協議会の関係者
- (4) 青少年育成活動団体の関係者
- (5) 社会福祉団体の関係者
- (6) その他学識経験のある者

2 市長は、前項の規定に基づき就任を依頼する場合、書面により依頼するものとする。

（会議）

第4条 推薦準備会は、地区民児協会長を除く委員のうちから代表委員1名を互選により選出し、代表委員は、会議を招集してその進行役となる。

2 地区民児協会長は、前項で定めた代表委員を補佐し、推薦準備会の運営の総括、推薦調書等の作成及び関係行政機関等との連絡調整等を行う。

（遵守事項）

第5条 推薦準備会は、一部の強い発言等によって意思決定を左右されることなく、参加者の総意に基づき民主的に運営されなければならない。

2 推薦準備会の委員は、地域住民の代表であることを自覚し、会議の内容等について、その秘密を厳守しなければならない。

（謝礼の額及び支給方法）

第6条 推薦準備会委員に支給する謝礼の額は、第2条に定める職務に対し一律〇,〇〇〇円（旭川市議会令和7年第1回定例会における令和7年度予算議決額）とし、職務が終了した後、口座振込により支払う。

（庶務）

第7条 推薦準備会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推薦準備会委員からの意見を踏まえ、福祉保険部福祉保険課長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行し、同年12月1日に廃止する。